公示第６６号

公　　示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について

平成２６年１月２７日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和８年１０月１日

沖縄総合事務局長

小八木　大成

記

令和８年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名（交通圏）	必要車両数（両）	令和７年度末車両数　（両）	増加可能車両数（両）
沖縄県	沖縄本島	２，６６１	３，２４５	▲５８４

※上記「令和７年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第２条第９項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第４条第８項第３号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成２６年国土交通省告示第５９号）第２号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第２条第９項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成２６年１月２７日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

附　　則

本公示は、令和８年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

（別紙）

1．沖縄県

（1）沖縄本島

①一般タクシー

輸送需要量 A＝B×C	令和7年度の 総実車キロ　B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値　C
73,302,586	67,872,765	1.08

必要車両数 A÷(D×E÷F) ÷365÷G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
2,634	73,302,586	154,302,440	0.31	585,994	0.92

②その他ハイヤー

乖離率 a = (b － c) ÷ b	平成26年1月27日現在の 一般タクシー車両数 b	一般タクシーの 必要車両数　c
0.20	3,283	2,634

必要車両数 d－(d × a)	平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数　d
27	34

※「直近5年間分の対前年度比率の平均値」、「実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。